

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年12月21日

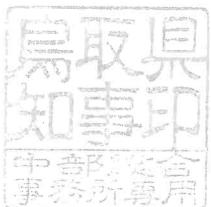
住所 鳥取県倉吉市中河原532番地1

氏名 株式会社小鴨

代表取締役 菅埜 元晴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日	令和2年12月21日		許可番号	第202000235985号			
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施設の種類 産業廃棄物の最終処分場（安定型）						
	処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上3品目、自動車等破碎物であるものを除く。）、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。） 以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。						
設置場所	鳥取県倉吉市国府字両長谷1272番、1275番、1282番1、1282番2、1283番、1284番、1285番、1286番、1287番、1288番、1291番、1293番2、1295番1、1295番2、1295番3、1295番4、1296番、1297番、1298番3、1298番6						
処理能力	埋立面積	21, 334m ²					
	埋立容量	174, 632m ³					
許可の条件	なし						
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>						
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。						